



## 道議会を知ろう（第2回）

## “選挙権” Q &amp; A

平成27年6月に選挙年齢が満18歳以上に引き下げられました。  
このことにより、満18歳以上であれば、高校生であっても選挙権を有します！！  
そこで、みなさんに知ってもらいたい選挙についての知識を紹介します。

Q：満18歳以上とは？

A：年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。そのため、2000年4月2日生まれの場合は、2018年4月1日に満18歳となります。投票日時点で満18歳以上であれば選挙権を有します。

Q：進学や就職で引っ越しをしたときの注意点は？

A：原則、引っ越し後に住んでいる寮やアパート等が「住所地」になります。選挙人名簿の登録のためにも、住民票を忘れずに移しましょう。

国政選挙では、引っ越しして3か月経たずに選挙がある場合は、旧住所地に3か月以上住んでいれば、投票日に旧住所地の投票所で投票できます。また、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。選挙期間中に旧住所地へ行けない場合でも、不在者投票を活用できます。



Q：選挙権があれば投票できるの？

A：選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されなければなりません。選挙人名簿に登録されるには、住民票のある市区町村に3か月以上継続して住んでいることが必要です。

## 議会トピックス



☆この広報紙に取り上げて欲しい内容募集！  
応募や問い合わせは右のメールアドレスまで！！

毎年夏には、議会庁舎前庭の池にスイレンの花が広がります。春の桜と同様に、訪問客をピンクの花でお迎えます。

## 議会アクセス

- ☆ 道議会への行き方  
住所：札幌市中央区北2条西6丁目  
地下鉄さっぽろ駅 10番出口から徒歩約4分
- ☆ 道議会ホームページについて  
議会中継・録画、議会の日程、議員一覧、傍聴・見学のご案内などをご覧頂けます。  
HP :
- ☆ 紙面への意見、要望や道議会への問い合わせ  
メール：gikai.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp  
電話：011-204-5691



## みんなの道議会 No.02

HP : <http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/>

Twitter : @hokkaidogikai



平成29年(2017年)夏号 HP :

## 夏号の内容

- ☆道議会の国際交流 →1P
- ☆第2回定例会 →2P～3P
- ☆道議会を知ろう →4P上段
- ☆“選挙権” Q & A →4P中段
- ☆議会トピックス →4P下段  
議会アクセス



国際交流時に道議会へ贈呈された記念品の一部

## 道議会の国際交流

道議会は、海外議会との相互交流を行っています。本年7月には、ロシア連邦・サハリン州議会エフレモフ議長をはじめとする代表団が来道し、道議会議長を表敬訪問されました。

サハリン州とは、平成4年から交流を続けており、平成12年には「北海道議会とサハリン州議会の協力に関する協定書」に調印を行い、両地域の経済・文化交流の発展に向けて、お互いの議員団による議会訪問をしています。同様に、中国・黒龍江省人民代表大会常務委員会と昭和60年から相互に交流しており、本年は北海道議会が同省を訪問する予定です。

また、本年5月には、北海道と友好提携を結んだアメリカ合衆国・ハワイ州の上下両院議会と交流に関する合意書を交わしたほか、北海道と提携関係にある、カナダ・アルバータ州や、アメリカ・マサチューセッツ州の議会を周年記念事業の際に訪問するなどの交流をしています。

## ☆平成29年7月ロシア連邦・サハリン州議会との交流



議会庁舎にて記念撮影

今回の交流で交換した記念品



北海道議会から  
旭川市の工房作  
タペストリー



サハリン州議会から  
郷土博物館等が  
描かれた飾り皿